

管理 No.	F022
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課  
(在宅支援係 /内線:2794)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	補装具費の支給	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
	根拠規定条項	第76条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号) 補装具費支給事務取扱指針について(平成 18 年 9 月 29 日障発第 0929006 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	基準規定条項	施行令第43条の2、第43条の3 施行規則第65条の4、第65条の7
	審査基準	補装具費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の2、第43条の3、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の4、第65条の7、その他、補装具費支給事務取扱指針(平成 18 年 9 月 29 日障発第 0929006 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請書受理日より概ね2週間	
本票の作成日	平成 29 年 2 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	

